

## 「サークルだより」掲載基準

### 1 目的

この基準は、区民の自主的なサークル活動を支援するため、「広報いたばし」の「サークルだより」に会員募集記事を掲載する基準を定めることを目的とする。

### 2 定義

この基準で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(ア) 区民 板橋区に住所を有する自然人

(イ) サークル 3人以上の構成員があり、かつ、中心メンバーおよび構成員の半数以上が区民で、現在活動している任意団体であり、政治・宗教・営利目的でないもの

### 3 掲載基準

#### ① 場所

(ア) 原則として区内の公共施設であること

(イ) 公共施設以外で行う場合は、その理由を明らかにしなければならない

#### ② 費用

(ア) 入会金は1人3000円を限度とする

(イ) 会場費、講師謝礼、通信費など共通の費用（以下「参加費」という）は、1人1回1500円を限度とする。ただし、材料費、宿泊費、交通費などの実費についてはこの限りでない

#### ③ その他

(ア) 講師が主催する場合は、営利目的とみなす。ただし、サークルの中心者が無報酬で指導する場合はこの限りでない

### 4 登録

① 「サークルだより」に掲載を希望する団体は、所定の様式により窓口で登録をする

② 必要がある場合のみ、名簿・予算書・事業計画書などを徴する

### 5 再掲載

① 前回掲載日の10か月経過後から受け付ける

② 登録をした団体は、次回以降、郵便・FAX・Eメールで掲載依頼ができる

### 6 掲載項目

① 概ね以下の項目を掲載する

- サークル名
- 対象者
- 日時
- 場所
- 入会金・費用

- 連絡先
  - その他必要な事項
- ② 掲載は受付順とし、1サークル1年1回とする

## 7 その他

- ① 会費などで、広聴広報課長が特に認めたものは、基準を超えて掲載できる
- ② 会費などの費用は、適宜見直す
- ③ 記事は区のホームページで公開を原則とする
- ④ 登録、記事の内容などに虚偽の事項があった場合は、以後掲載しない

## 8 施行

この基準は、平成12年12月9日から施行する

この基準は、平成15年10月10日から施行する